

**令和2年9月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和2年9月18日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和2年 9月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年9月18日(金) 午前9時30分～午前11時45分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 16人

農業委員 16人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義  | 13. 谷本 公紀 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 14. 登倉 賢仁 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收  | 16. 松下 孝江 |

欠席委員 0人

農業委員 0人

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸

事務局次長 大西 良明

主 査 岩崎 正英

主 任 中山 弘美

副主任 山根 大雅

## その他の出席者

香川県農業会議 事務局長 近藤 弥

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 農地パトロールに係る利用意向調査について
2. 令和3年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について
3. その他

### 報 告

1. 定例農家相談開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

議案第54号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第55号 非農地証明願について

議案第56号 許可後の事業計画変更申請について

議案第57号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

### 報 告

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第19号 許可申請の取下願について

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。定刻が参りましたので、ただ今から令和2年度9月定例総会を開会いたします。本日配付しております資料の確認をいたします。まず、①総会の次第（裏面に前回の定例農家相談会の開催状況と次回の日程）です。次に、②農地利用の意向に関するアンケート調査（地区別回収状況表）、③「人・農地プラン」の資料で「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動の実践について」、④令和2年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領、⑤令和3年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見（案）、⑥農地転用現地調査について、⑦封筒に土地の地番図、⑧冊子「農家相談の手引き」、⑨農業普及センターの情報誌です。資料は以上です。それでは、恒例の活動記録簿をお出しください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から、9月定例総会を開催いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） みなさん、おはようございます。今年の夏は暑い日が続きました。やっと秋らしい感じがしてきました。今年の夏は北半球では観測史上もっとも暑かったそうです。いろいろなデータを入れて、スーパーコンピューターで解析しますと、20%の確率でこういう気候が起きるようです。これから稲刈りなど忙しくなりますが、総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今日は、香川県農業会議の近藤事務局長がおいでになっています。「人・農地プラン」について、お話してほしいとお願いしましたところ、資料をつくっていただいて、お話いただくことになりました。その前に、新しい方もおいでますので、丸亀市の取組について、少しお話いたします。2年前に、丸亀市が調査を行いました。その中に「あなたの世帯では、あとどれくらい農業経営を続けられると思いますか。あなたのお気持ちに近いものを1つ選んでください」という項目があります。農村部と都市部で違うかなと思っていたのですが、旧綾歌、旧飯山、旧丸亀で、ほとんど傾向に違いはありません。全域で見ると、3年未満が15%、5年未満が36%、さらに10年未満で60%の人が農業経営を辞めると答えています。このままでは農業の担い手がいなくなってしまう。地域の農業をどうするかということを、農業者自らが将来の設計図をつくらなければなりません。過去に「人・農地プラン」をつくったことがあるのですが、机上のプランで、現実のものではありませんでした。実質化された「人・農地プラン」でなければいけません。まずは、全農家を対象に意向調査をし、その結果を地図に反映させて、各地域で座談会をすることになります。前委員により意向調査は終わっています。委員一人あたり平均90戸訪問しています。1月20日に調査票を配布しまして、任期中に終わることにしました。全体で回収率は84.5%でした。各委員、ほんとうにがんばっていただきました。90%を超え

るのが城南、川西、郡家・三条、岡田東西、栗熊、法軍寺・東小川です。なかでも川西地区が100%、法軍寺・東小川地区が98.7%となっています。この意向調査を基に、各地区で実質化された「人・農地プラン」をつくっていくこととなります。今日はこういう「人・農地プラン」の話をしていただきます。

●香川県農業会議(近藤弥君) 失礼いたします。ご紹介いただきました香川県農業会議の近藤と申します。コロナウイルス感染対策もあり、30分以内で説明してほしいということでもあります。さっそく本題に入ります。お手元に資料「かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動の実践について」をご用意ください。表紙に「各耕作者の『今後の農地利用の意向』を把握し、将来の農地利用のあり方を地域で話し合っただけで、その実現を目指し取り組む」とあります。今から言わんとすることは、これに集約されています。さきほど松岡会長がおっしゃったように、丸亀市では意向調査までは終わっています。後ほど申しますが、これから地域で将来の農地の利用をどうするか相談して、決めて、決めたことに基づいて取り組むということです。これからが正念場です。前農業委員会の体制のなかで、農業委員・推進委員の方がご苦労しながら戸別訪問して、意向調査をしたことを、さきほど会長がおっしゃいました。前農業委員・推進委員がご苦労されたことを引き継いで、新しい体制で取り組んでいただくことをよろしくお願ひしたいと思います。それでは、本日の内容について説明いたします。まず「人・農地プラン」の中身について説明いたします。14ページと15ページをご覧ください。これが、実質化された「人・農地プラン」です。農林水産省の資料です。14ページが必須項目で、15ページが任意項目です。この14ページと15ページと同じものをつくるということになります。実質化された「人・農地プラン」は、今年度中につくるように言われています。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、令和3年度からの国の補助事業(土地改良や農業施設を含めて)を活用する場合には、令和2年度までに「人・農地プラン」をつくらなければなりません。令和3年度の国の補助事業を活用する予定がないのであれば、じっくりと集落座談会をして、令和3年度に「人・農地プラン」を提出するのでも構わないということです。全体については、帰ってご覧になっていただくとして、今日はポイントだけ申します。14ページが必須項目です。1の対象地区の現状です。対象地区が問題になると思います。全国的には、既存の(平成23年か24年頃)「人・農地プラン」があります。これが、およそ1万5千件あります。香川県には170件で、丸亀市には12件あります。このプランができた当時は、とにかく急いでつくれ、プランができていないと補助事業の対象にならないということでした。国から、時間がないなかで、急いでつくれということでした。その結果、集落でじゅうぶん話ができていませんでした。担い手と言われる、農地を借りたい人はプランにはいっていますが、農地を貸したい人や農業廃止する人の農地がはいっていませんでした。そういうプランでは何も活かさない。方向性を示すものとして、プランをつくらなければならない。「人・農地プラン」の実質化ということで、再度、現在のプランの見直しをしなければならない。

本当のプランとして、つくりあげてくれということです。必須項目に戻ります。1. 対象地区の現状があります。そのなかで、②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計とあります。必ずアンケート調査をしてください、ということです。じゅうぶんにアンケート調査をして、回収率は50%以上が求められています。地区内の耕地面積とありますが、丸亀市では既に12件のプランがありますが、地区をどこに設定するかですが、丸亀市は合併していますので、旧丸亀市、旧綾歌町、旧飯山町の3地区で3つのプランを作成するということになります。それを分割して、12のプランができたのだと思います。地区の設定についても、議論の余地があると思います。これについては、農林水産課と協議して、決めてください。15ページの任意項目ですが、任意ですから、あっても無くても構いません。ただ、右側に農地の貸付等の意向があり、その下に中心経営体があります。任意項目となっていますが、これが無いと、話し合いをするのも難しいと思います。そのためには、農地の意向調査が反映されることとなります。13ページをご覧ください。「人・農地プラン」の実質化についてとあります。なぜプランをつくるのかということとは、地域農地利用（農業）の未来設計図である。「人・農地プラン」の実質化とは、プランを作成することが目的ではありません。プランを作成することが目的ではなく、地域で地域の農地をどうするか、じゅうぶんに話し合いをして、その合意の結果に基づいてプランを作成するというものです。また、ポイント1、ポイント2とあります。まずポイント1です。農地を借りたい人が地区内にいる場合は、その人に、どこで、どれだけ借りたいかという意向を最優先に取り組むということが一つ目です。担い手が借りたい農地＝プランの農地であれば、担い手に任せればすみます。二つ目は、担い手等がない場合、もしくは担い手等だけでは農地を耕作しきれない場合です。担い手がないのであれば、どうするかということをお話し合わなければいけません。集落営農をやっていくか、新規就農者を受け入れるか、いずれにせよ地域の農地をどうするかを話し合う必要があります。次にポイント2です。一つ目は、プランはある地区内の将来の農地の利用のあり方を決めるものです。ある地区とはどこかということをお話し合えばなりません。二つ目は、プランができれば、その取組を進めていかなければなりません。農林水産課、農業委員会、土地改良区、JAを含めて、役割分担を決めて、推進しなければなりません。三つ目は、集落座談会をしますので、いつ、誰が、どうやって説明するか、決めておかなければなりません。この三つを整える必要があります。次に、農業委員会として、何をしなければいけないかを説明いたします。1ページに戻ります。農地等の利用の最適化の推進とあります。平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行され、5年目になっています。改正農業委員会法の中身ですが、第6条第2項にある農地等の利用の最適化の推進です。農地等の利用の最適化とは、①担い手への農地の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進です。この3点が法律に書かれています。ただ、法律の末尾に農地等の利用の効率化及び高度化の促進とありますので、この

3点だけをやればいいのではありません。農地等の利用の最適化の推進の最終的な目的は、丸亀市内の農地を将来に亘って、利用していけるように取り組んでいけるようにすることです。改正農業委員会法でこれが義務となっています。具体的に何をするかは、農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第3項にあります。その内容は、農業委員会が意向調査をする、また、農業委員及び推進委員が集落座談会に出席すると書いてあります。2ページ、3ページは香川県農業の現状です。厳しい状況であると理解してください。

4ページ、5ページは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、略して農研機構がつくった資料です。4ページは香川県、5ページは丸亀市の状況です。5ページをご覧ください。棒グラフと折れ線グラフがあります。棒グラフは丸亀市の農家数です。農林業センサスを基にした数字です。段々と減少しています。2020年と2025年は予測値ですが、減少が予測されています。折れ線グラフは供給農地の累積面積です。農家数が減少していますので、農地を貸したい、農地を売りたい、つまり農地を供給したい面積が増加しています。予測も含めて表示しています。2025年には農地を貸したい、売りたい面積が1700ヘクタールほどになると予測されています。貸借・遊休農地が1,274.8ヘクタールとなっています。丸亀市の農地台帳に登載されているのが、筆数が70,196筆、面積が3,500ヘクタールです。貸借が9,227筆、面積が826ヘクタールです。遊休農地が1,555筆、面積が448ヘクタールです。貸借と遊休農地を足したのが、1,274.8ヘクタールになります。6ページはこれからの流れです。左下に「地域農業・農地利用の危機？」とあります。農業者が高齢化している、遊休農地が増加している状況があります。将来的に厳しい状況が予想されます。農業委員会として、戸別訪問で意向調査をすることになりました。次に「結びつけ」とあります。まずは、意向調査の結果を整理し、この地区でこれだけ、農地を借りたいという意向を把握します。農地を借りたいという人には、もう一度、戸別訪問をして、貸したいという人と利用権設定や農地機構に繋ぐなどして、権利設定までをしていただきたい。これが「結びつけ」です。ただし、集落内の全ての農地の貸借が成立する、もしくは、今の耕作者があと10年ぐらいいは耕作できるのであればいいのですが、なかなかそうなりません。その次の段階が「話し合い」です。「人・農地プラン」を実質化するための「話し合い」です。「話し合い」で決まったことを「実践」します。地域の農地をどうするかを決めて、取組をして、農地利用を進めるということです。「実践」から「話し合い」に戻っている矢印があります。「話し合い」の結果に基づいて、「実践」しても、うまくいかない場合があります。そのときは、もう一度「話し合い」に戻って、決めなおしてください。7ページは意向調査についてです。次に、8ページ、9ページをご覧ください。農地を借りたい担い手等の規模拡大を実現していくことです。8ページに「整理」、「活動」、「整理・成立」と分類しています。委員にもう一度、戸別訪問をしていただきます。農地を、この地区で、これだけ借りたいという意向が出ますので、その意向を実現するための戸別訪問です。これが「活動」です。一方で、農地を貸したい、売り

たいという意向も把握しておきます。何年後に貸したいか、売りたいかを「整理」しておきます。担い手に、この農地を貸すように連絡してもいいかの確認をします。貸したいという意向をしめた人に、戸別訪問して、農地を貸すように進めてもいいかという確認をとってください。「結びつけ」が成立したら、農業委員会事務局に報告してください。また、農地機構を活用して集積して行ってください。9ページは、戸別訪問のときの資料です。意向調査の集計結果に基づいて、規模拡大する意向の人の台帳、規模縮小する意向の人の台帳をつくります。地図を色分けしています。担い手の耕作地が青です。1年後、3年後、5年後、10年後に貸したい農地をそれぞれの色で塗っています。続いて、10ページ、11ページです。集落座談会の2回目です。農業委員・推進委員は集落座談会に必ず出席してください。プランをつくって、集落の農地を活用していこうという合意づくりを委員にお願いしたいと考えています。集落座談会は、誰かが先導しなければなりません。集落座談会を、いつ、どこで、誰が案内するか、どういう資料をつくるか、農業委員会事務局に何を頼むか、を事前に話し合っ、決める司令塔が必要です。全国どこでも同じですが、農業委員会事務局ではなく、市長部局である農林水産課が担うことになっています。12ページをご覧ください。県下17市町のほぼ全てに「地区推進チーム」が設置されています。丸亀市にも「地区推進チーム」が設置されています。関係機関・団体が集まって、集落座談会をどのように進めていくかをきめなければなりません。「地区推進チーム」は市、農業委員会、JA、土地改良区、農業共済など農業に関係する団体の担当者で構成されます。「地区推進チーム」を主導するのは、市です。つまり、農林水産課です。市とじゅうぶん調整しながら進める必要があります。事務局で調査票が整備されると思いますので、まずは規模拡大したい担い手への戸別訪問をしてください。集落座談会が開催されれば、必ず出席してください。これで説明を終わります。ありがとうございました。

●会長（松岡繁君） よくわかる説明でした。ありがとうございました。何か質問がありましたら、どうぞ。

●農業委員（高吉和博君） 戸別訪問に代わる方法はありませんか。訪問しても不在であったりして、時間がかかります。

●香川県農業会議（近藤弥君） 例えば、郵送です。郵送で送付して、郵送で回答を返送してもらおう。委員の手を煩わすことなく、効率的にできると思います。ただ回収がじゅうぶんにできるのかという問題があります。回収率がある程度、高くないと、集落座談会での地図が虫食い状になります。また、戸別訪問で、対面の方が真剣に回答してもらえるとと思います。将来の農地の活用について決める資料になりますので、戸別訪問で意向調査をしていただきたいと思います。

●農業委員（横井英明君） 所有者が市外、県外の場合はどうすればいいですか。訪問する必要がありますか。



- 香川県農業会議（近藤弥君） 丸亀市では調査が終わっています。また、市外、県外の農業委員会と連携して、調査を依頼する方法もあります。
- 農業委員（横井英明君） その農業委員会とは、郵送でやり取りするのですか。
- 香川県農業会議（近藤弥君） そういうことです。
- 農業委員（大口年昭君） 今年度中、もしくは、来年度中に調査をするのですか。
- 会長（松岡繁君） 調査は終わっています。垂水地区については、事務局から農業委員、推進委員に依頼すると思います。
- 農業委員（大口年昭君） 前は3人で調査したのですか。
- 会長（松岡繁君） 農業委員に調査票を一括して渡して、その配分は任せています。事務局では、誰が、どこへ訪問したかは分かりません。
- 農業委員（大口年昭君） いずれにせよ、こういう調査は農業委員だけではなくて、JAとか普及センターとか連携するべきではないですか。
- 会長（松岡繁君） 他の地区では農業委員、推進委員だけで調査ができています。近藤局長が再度、アンケート調査しなければいけないとおっしゃったのは、農地を借りたいという意向の担い手に対してです。
- 農業委員（松岡正雄君） 前の委員がした調査で、規模拡大意向者と規模縮小意向者の台帳はできているのですか。
- 香川県農業会議（近藤弥君） それは、意向調査の一部です。既に調査しています。
- 農業委員（松岡正雄君） 事務局で台帳をつくるのですか。
- 香川県農業会議（近藤弥君） 今から、つくります。件数が多いので、時間がかかると思います。農業会議も支援したいと思っています。
- 農業委員（松岡正雄君） せっかく調査が終わったのに、台帳ができなければ、次の段階に進めないのではないですか。
- 会長（松岡繁君） まだ調査結果を事務局で持っています。農林水産課へ受け渡し様式ができれば、それに入力して、引き継ぎます。全部の入力が終わってからではなくて、入力が終わった地区から次の段階に進むべきだと思います。
- 農業委員（松岡正雄君） 台帳ができれば、便利になると思います。
- 会長（松岡繁君） 「人・農地プラン」をつくる地区をどの範囲にするかを決めなければなりません。農林水産課が決めることとなります。地区が決まれば、その地区で集落座談会をすることとなります。集落座談会では農業委員が主導して進めていくこととなります。垂水地区では、集落代表者に集まっていたいて、

「人・農地プラン」について説明はしました。10人ぐらい集まって、積極的な雰囲気でした。

●農業委員（登倉賢仁君） アンケートの回収率についてです。未回収の農業者の農地が遊休農地になっていると思います。意向がまったく把握できていない。ここの意向を把握しないと、次に進めないと思います。

●会長（松岡繁君） 遊休農地については、農業委員、推進委員が地域を回っていて、把握していると思います。1年に1回農地パトロールをしています。その結果を地図化しています。今回のアンケート調査は、地区全体がどういう状況にあるかを把握するために行いました。5年後、10年後に農業廃止するので、この農地をどうするかということを話し合います。「人・農地プラン」をつくるための地図です。まだまだ先は長いので、その都度、ご意見をいただきながら、また、農業会議の指導を仰ぎながら、進めていきたいと思っています。近藤局長、どうも、ありがとうございました。

引き続き、定例総会を続けます。本日の出席委員は16人で、全員が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、5番の横井委員と6番の葛原委員にお願いいたします。

農政に関する議題にはいりたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。農政に関する議題として、議題1「農地パトロールに係る利用意向調査について」、議題2「令和3年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について」、議題3「その他」です。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「農地パトロールに係る利用意向調査」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） お手元に配付しております「令和2年度農地パトロール（利用状況調査）実施要領」をご覧ください。まず、農地パトロールについて、説明いたします。今までの話の中で、利用状況調査とか戸別訪問とかの言葉が出てきましたが、「人・農地プラン」と農地パトロールは切り離して、考えてください。同じような用語が出てきます。令和2年度農地パトロール自体は、今年の4月総会で前任期の委員に調査資料を配布して、6月末までに終了しております。農繁期に調査いただきまして、ありがとうございました。この農地パトロールの結果を踏まえて、次の段階にいきます。それが利用意向調査となります。農地パトロールとは、農業委員、推進委員が市内の対象の農地について遊休農地になっているか遊休化の恐れがあることを確認します。その後、所有者にその農地をどうするつもりか（自作するのか、農地機構を利用するのか、誰かに貸すのか）という意向調査をします。こうして、今後の農地の利用調整や有効利用を図ります。表紙をめくってください。実施時期および内容です。実施時期です。毎年1回実施します。先月、会長が毎月1回は地域の農地をパトロールしてくださいという話がありましたが、それについては、引き続

き、お願いします。農地パトロールは、農地法に基づいて、年に1回おこなう法令業務となっています。その調査結果を県と国に報告します。丸亀市農業委員会では、令和2年度農地パトロールを4月20日から6月30日に実施することになっていました。今年度は委員改選があったため、令和3年度は6月定例総会で調査資料を配布し、期限を8月末とするようになります。2ページをご覧ください。実施内容です。aからhまであります。実際の調査票があります。9ページをご覧ください。区分に丸を付けたり、現況を記入したりするのが委員の作業になります。区分選択に、「耕作」、「管理」、「A分類」、「B分類」、「転用」とあります。対象農地について、どれかに丸を付けます。「耕作」は何か作付けしている状態、「管理」は適切に保全管理されている状態です。「A分類」、「B分類」が荒廃農地と呼ばれているものです。判断基準については、7ページをご覧ください。荒廃農地の定義とか具体的な判断基準を載せています。「A分類」は再生利用が可能な荒廃農地、「B分類」は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地です。令和2年度に実施した農地パトロールについては、こういう作業がありました。この調査結果を整理して、今年度新規に発生した「A分類」の農地について、再生利用が可能な荒廃農地について、次の段階と申した、利用意向調査をこれから実施します。利用状況調査の結果から申しますと、島しょ部を含めて、4,000筆を超える農地をパトロールして、17人の地権者、29筆、16,695㎡の新規荒廃農地の確認ができました。17人に対して、意向調査を行うわけですが、調査をするのが8名の推進委員になりました。農地パトロールをした委員が引き続いて、利用意向調査をする場合もありますし、新委員が引き継いで意向調査をする場合もあります。17人の地権者宅に戸別訪問をしまして、誰かにかすか、農地機構を利用するか、自作するかを確認していくことになります。午後の推進委員連絡会でも同様の説明をいたします。8名の推進委員には連絡会后に説明をする予定です。農業委員は今回の調査に当たりませんでした。資料の最後をご覧ください。令和3年度の農地パトロール班割表です。推進委員から農業委員に相談があるかもしれませんので、その時は、よろしく願いいたします。来年度、農地パトロールをする時期になりましたら、あらためて説明いたします。日ごろのパトロールをしていただければ、この農地パトロールもスムーズに進めることができると思います。平素から、地域の農地の現状把握について、よろしく願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明は終わりました。この件について、ご質問等がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですか。農地パトロールに係る利用意向調査については、計画どおり進めていくこととします。

続きまして、議題2「令和3年度農地等利用の最適化の推進に関する意見」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） お配りしております「令和3年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見（案）」をご覧ください。初めての方もいらっしゃるので、簡単に意見書の内容を説明します。農業委員会が農地利用最適化推進業務（担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生と解消、新規就農の促進）、この3業務を実施していく上において、地域の中で広く農家の声をくみ上げて、必要な要望を法令に基づいて、関係行政機関に提出するものです。今回は丸亀市に対してのものです。香川県に対しての意見書につきましては、7月の総会で承認いただいた後、既に香川県農業会議に提出しており、県内各市町の意見を取りまとめたうえで、10月28日に県知事へ提出すると聞いております。これらの基になる意見については、例年6、7月ごろに農業委員と推進委員にご意見・ご要望を出していただき、県および市に対して、次年度の予算に反映させるべく、毎年この時期の総会で議題としております。ただ、長年にわたる農業全体を取り巻く構造的な問題により、それぞれの課題の解決は容易ではありませんし、要望がすべて叶い、改善につながるというわけではありませんが、粘り強く要望してまいりたいと考えております。9月14日に役員会を開き、市に提出する意見書をご覧のとおり作成しました。この意見書は、本日皆様のご承認をいただけましたら、市長および市議会議長に提出する予定です。それでは、内容につきまして読み上げて、簡単な説明をいたします。表紙をめくって、1ページ目の前書きの部分の読み上げは時間の関係で割愛します。コロナ禍における農業を取り巻く世界情勢や本国の農業、農村の状況について記載していますが、いずれもたいへん厳しい状況となっています。続いて、本市農業委員会の取組状況等についても記載しています。それでは、2ページをご覧ください。2ページから5ページにかけて、4つの項目に分けて記載しております。1、担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化についてです。提案理由として、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業の担い手が減少し荒廃農地が増加するなど、今後地域で農業経営を継続していくことが厳しくなっていく恐れがあります。農地の問題として、農地機構や集落営農組織で借受できない農地や、また、所有者不明農地など相続に関する問題も、集積・集約化を困難にする要因となっています。今後、より一層農地の集積・集約化を進め、効率的な農業を展開していくことが必要ですが、少数の大規模経営体だけでは、地域農業を維持していくことはできません。小規模農家も重要な担い手と位置づけて、地域で農地を守っていく方法を考えていかなければならない、ということで以下の項目を要望します。

(1) 「人・農地プラン」の実質化にあたっては、農業委員会で実施したアンケート調査結果を活用し、地域での話し合いを行うなど、地域の実情を反映したプラン策定に努めること。

(2) 「人・農地プラン」の策定において、進捗状況が確認できるように、工程表を示すなど、確実な実施に努めること。

この「人・農地プラン」の策定において、アンケート調査の結果に基づき、これを地図化して、地域ごと

に徹底的な話し合いを行い、5年後10年後の農地利用を担う経営体のあり方を決定することになっていきます。こうした進捗状況を関係機関が容易に確認できるように、工程表を示すなど、スケジュール管理をしっかりと行い、確実な実施を求めるものです。

(3) 農地利用の最適化を図るため、農地機構の利用促進につながるよう、利用のメリットをPRするなど、周知に努めること。

農業委員、推進委員からいただいた意見の中には、地域で農地機構を知らないといった方がまだいらっしゃるということです。また、農地機構がこれまで農振地域内の農地しか借り受けできなかったのが、市内全域の農地が借り受けの対象になったというのが、つい今年の4月からということです。農地機構の人員体制、借り受け基準の緩和、農地を借りてくれる側の余力の問題もありますが、農地機構を利用することのメリットについては十分な周知をお願いしたいと考えます。

(4) 農村の集落機能の維持のため、小規模農家を重要な担い手として位置づけ、大規模経営体と同様に再生産が可能となるよう自治体支援の推進を行う。

市長部局では、小規模農家については、集落営農の組織化に鋭意取り組んでいくとのことですが、各地域で一気に組織化が進むものではありませんので、離農を防ぐような支援施策をお願いしたいというものです。

2、遊休農地の発生防止とその解消についてです。提案理由として、担い手不足により、年々遊休農地が増加していますが、特に小規模農家では、農機具の老朽化が離農のきっかけとなり、結果、遊休農地の増加につながっています。また、集落営農組織や認定農業者などは、農地の引き受けが手一杯のところが多く、農地中間管理機構も農地の状態や周辺条件により、借り受けができないなど、農地の有効利用を考えていかなければいけません。以下の項目を要望します。

(1) 農業の多面的機能の保持のために、小規模家族農業が持続可能となる施策を行うこと。

小規模農家の離農は、遊休農地の増加に直結し、やがて再生不可能な荒廃農地化につながります。地域の集落機能維持に不可欠な小規模農家が営農を継続できる施策を要望します。

(2) 農地の環境改善を図るため、進入路の拡幅や周辺農道の舗装・修繕、小規模基盤整備などを行うこと。

こうした土地改良事業は、メニューによっては申請から2、3年待ちの状況のようですが、引き続き要望します。

(3) 遊休農地の発生防止および解消を図るため、「人・農地プラン」を策定にあたっては、農業関係機関が連携して活動する体制を確立すること。

1集積・集約化の(1)、(2)でも「人・農地プラン」について、記載していますが、市長部局や農業委員会だけでなく、JAや農業普及センターなど関係機関とは工程表を共有するなど、連携を密にして、活動

していくことを求めます。

4ページをご覧ください。3、農業への新規参入の促進についてです。

提案理由として、新規就農と定着促進を図り、また農業後継者を育成することは喫緊の課題です。新規就農のためには、補助制度や就農に関する情報の提供、また、農地機構や新規就農センター、農業普及センターなどの農業関係機関の利用周知を進めることは、幅広い人材を集めるために必要です。農業後継者についても、定年退職を機に就農してもらえる対応が必要です。そこで、以下の項目を要望します。

(1) 女性・若者の新規就農に対して、情報の提供や情報交換の場の設置、また耕作指導等の支援を行うこと。

(2) 定年退職者の就農支援を積極的に行うこと。

最後に5ページをご覧ください。4、その他です。丸亀市の農業を将来にわたり、維持・発展させて、強い農業をつくるため、農業環境における様々な障害の克服や新たな試みが必要となります。そこで、以下の4つの項目を要望します。

(1) 農業は食糧生産のみならず、農村と国土を守るという観点から、農業経営が継続できるような施策を行うとともに、あわせて国・県等に要請する。

(2) 食糧安全保障の観点から、国産農産物の消費拡大や、食料・農業・農村の重要性について、市民の理解が進むように広報活動を積極的に行うこと。

(3) 農業に対する市民の理解を深める場として、市民農園等を有効に活用し、農家との交流等を通じ、幅広い世代が農業体験できる機会を創出すること。

(4) 将来の丸亀市を担う子供たちへの食農教育を関係機関と連携して推進すること。

以上、説明を終わります。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。補強するような観点で、ご意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に、ご意見も無いようですので、「令和3年度農地等利用の最適化の推進に関する意見」については、異議のないものとします。

●事務局次長（大西良明君） なお、この意見書については、次回10月20日の定例総会後に市長、市議会議長に提出いたします。11時に本館3階の会議室で、意見書を市長に提出します。全員で要望しに参りたいと思います。11時30分に議会応接室で市議会議長に意見書を提出します。これに関しては、会長と副会長2名で提出いたします。

●会長（松岡繁君） 引き続いて、農業者年金について説明いたします。

●主査（岩崎正英君） 農業者年金と全国農業新聞について、説明いたします。まず、農業者年金のメリットについてです。1「農業者なら広く加入できる」①先月も申しましたが、加入資格は以下の3点だけです。年間60日以上農業に従事、国民年金の第1号被保険者（納付免除者を除く）、20歳以上60歳未満。②加入と脱退は任意です（脱退一時金は無く、将来、年金で受け取れます）。③農事組合法人（従事分量配当制）の構成員となった場合、国庫補助を受けていない場合は引き続き加入、国庫補助を受けている場合は通常加入へ変更になります。加入申込みは最寄のJAをお願いします。2「積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い」将来の年金給付に必要な原資を保険料であらかじめ積み立てていく方式。加入者の保険料は自らの年金給付費に使われる。3「通常加入の場合は、保険料の額（月額2万～6万7千円）を自由に決められる」経営が安定したら、保険料を増額する人も多いです。支払いが苦しくなったら、いったん脱退して、また加入もできます。4「終身年金。80歳前に死亡の場合は死亡一時金」一生涯、年金を受け取れます。5「税制面の優遇措置が大きい」①支払った保険料が全額社会保険料控除、②年金資産の運用益も非課税、③受け取る年金も公的年金等控除の対象、④死亡一時金は非課税。6「一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある」、7「事務経費（人件費や施設費等）は税金で負担」です。全国農業新聞についてです。今回、新規購読者が多いので、説明します。10月から購読になります。毎週金曜日に発行になります。支払いは後払いです。口座振替は7月20日（1～6月分）と1月20日（7～12月）です。以上です。

●会長（松岡繁君） 農業者年金と全国農業新聞については、よく読んでいただいて、推進をお願いします。質問がありましたら、事務局までお願いします。

報告・連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について、事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 前回の「定例農家相談結果」を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は8月27日（木）登倉委員で、市役所本庁開催分は9月7日（月）宮武副会長で、綾歌市民総合センター開催分は9月10日（木）松岡正雄委員で、それぞれ午前9時から正午まで行い、飯山市民総合センターで1件の相談がありました。飯山市民総合センターの案件は、田の境界に関係することで、所有者の違う隣接する農地で、上側になる田の農地所有者が畦の草刈りを行い、一緒に下側の田の境界付近で草が生えているところも刈ったそうです。下側の田の所有者である相談者は、土の状態を見ながら慎重に草を刈りたかったのに、勝手に入って作業したことと、上側の田は深くつかいこんでいて、雨が降ったときに下側の田へ漏れてくるので、畦を厚くするように要求する話でありました。草刈りの件については、上側の田の所有者は自分の田の畦草を刈ったのと一緒に無断で下側の田に入って草を刈っており、それが下側の田の所有者である相談者は納得がいかず、今回の相談となりました。その後、上側の田の所有者は相談者宅を訪問し謝罪しています。また、畦の件については、慣例的に上側の田に畦があるのが通常であり、上側の田の境界内のことであるの

で、様子を見ることになりました。次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は9月28日(月)大林委員、市役所本庁開催分は10月5日(月)尾野委員、綾歌市民総合センター開催分は10月12日(月)松岡会長の担当で、それぞれ午前9時から正午までとなっています。本日お渡ししました「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長(松岡繁君) ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

●農業委員(大口年昭君) 慣例的に上側の田の畦は、上側の田の所有者が管理すべきだと思います。

●事務局長(小西裕幸君) 慣例的に上側の田の所有者が上畦を管理していると思います。

●農業委員(大口年昭君) 下まで入ってきたのですか。

●事務局長(小西裕幸君) 下の田にも草が生えていて、下の田も一緒に草を刈ったということです。

●会長(松岡繁君) その他の報告事項はありませんか。

●事務局長(小西裕幸君) 本日、配布しています「農地転用現地調査」について説明いたします。毎月、転用申請があった地域の委員の皆様には、現地を確認していただいています。その時に、どのような点について確認したらよいかとご質問がありましたので、資料を配布いたしました。転用については、申請書の締め切りが毎月5日ですので、次の日に該当する委員に連絡をし、その次の日が現地確認日となります。ただし、土日を挟むときは、締め切りは前へずれ、連絡等は後へずれます。詳しくは7月20日にお渡しした農地転用等日程表でご確認ください。また、現地調査において見ていただくポイントは、この農地が転用されたとき、周辺の農地に悪影響を与えないか、例えば、隣接農地と田渡しになっていないか、排水路は確保されているかなど申請地の周辺を歩いて調査します。総会には、地区の委員に現地調査していただき、特に問題なしと判断いただいたものを、議案に提出いたします。2枚目は、確認内容を箇条書きにしています。以上です。

続けて、本日配布しています「地区別農地地番図」について説明いたします。委員の皆様には、先ほど説明がありました春から夏にかけて年1回行っている農地パトロールとは別に、随時地域の農地を見回っていただきます。また、農家から相談があったときなど、事務局へ連絡するときなどに農地の地番で知らせていただきます。そのための資料として、今回、地番の入った地区ごとの地図をお渡ししています。農業委員には、地区割りは無く、市内全域が調査等の対象ですが、今回お渡しした地図は、これまでの農地パトロールで回っていただいた地域の地図をお渡ししています。先ほどの農地パトロールの資料に令和2年度の地区割りの担当者を記載しています。地番が付いているところが農地ですが、随時、転用などがありますので、この地番図は参考としてください。この地番図は、農業委員会の業務のみに使用してください。コピーして、他の人に渡したりしないでください。地図に書き込みをするのはかまいませんが、この地図は3年間、



使用してください。よろしくお願いいいたします。

続きまして、本日、配布しています「農家相談の手引き」について説明いたします。定例の農家相談は、毎月、綾歌・飯山・旧丸亀で半日、農業委員にお願いしています。その他、農地パトロール中や雑草などが伸びている現場で、農作業の騒音や埃、野焼き、茂った雑草の草刈り等の相談を受けることがあると思います。また、後継者のいない方から農地の心配や勤めを退職される方からは就農の相談を受けるかもしれません。そういう時に、県や市にどのような関係機関があり、どういう手順でつなげていけばいいか、また、どのようなきまりや支援の制度があるかなどを書いた資料です。項目に分けて、図や表を使い解説しています。専門用語も出てきますが、一度、目を通していただき、分かりにくい点がありましたら、事務局へお問い合わせください。また、実際に農家等から質問があり、すぐに回答できないような案件は、事務局へご相談ください。一緒によい方法を考えたいと思います。報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようです。先月は、3条、4条、5条申請について説明いたしました。今月は、農用地利用集積計画について説明する予定でしたが、時間もありませんので、来月にします。

農地に関する議題に移りたいと思います。本日、提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農地に関する議題としまして、

議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第53号 農用地利用集積計画の決定について

議案第54号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第55号 非農地証明願について

議案第56号 許可後の事業計画変更申請について

議案第57号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

また、報告事項として、

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第19号 許可申請の取下願について

を報告いたします。

以上、ご審議、よろしくお願いいいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供し

ます。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは1ページをお開きください。位置図と一緒にご審議をお願いします。

議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は9件です。農地を農地以外のものにし、所有権移転や賃借権の権利設定をするなど、権利の移動を伴う転用申請です。

1番、津森町・・・合計面積5,095.48㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲17区画の造成整備を図るものです。申請地は、第一種低層住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、田村町・・・面積2,266.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、工場1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準工業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、田村町・・・合計面積1,347.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、駐車場と進入路の造成整備を図るものです。申請地は第一種居住地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

4番、郡家町・・・面積660.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅3棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域内農地ですが、令和2年6月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、三条町・・・合計面積327.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯野町東二・・・合計面積484.30㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、城東町二丁目・・・合計面積589.52㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲1区画の造成整備を図るものです。

申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。5ページをお開きください。

8番、土器町西三丁目・・・合計面積390.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯山町東小川・・・合計面積2,121.33㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、工場1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上9件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から9番までの各案件を、許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第52号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」9件につきましては、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは5ページをお開きください。

議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第53号は、5ページから22ページにかけて記載しております。農業委員会だけで手続きしたものは、申請番号1から22まで、農地機構を通じたものは、申請番号23から31まで記載しています

申請件数は31件、筆数82筆、面積76,928.58㎡です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えま

す。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」31件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

次に、議案第54号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは23ページをお開きください。議案第54号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、農地機構を通した農地の貸し借りに関するものですが、現在の借受者が耕作不能となったため、残りの期間に新たな借受者を設定するものです。議案第53号の農用地利用集積計画のように貸付人から農地機構を通して借受人までを一括した議案とならないので、別議案としました。議案第54号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は23ページに記載のとおりで、農地機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、議案第54号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、農業委員会として異議の無い旨、回答します。

次に、議案第55号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） 24ページをお開きください。議案第55号「非農地証明願について」です。案件は2件です。非農地証明願は、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法の適用を受けない旨の証明書を行うものです。

1番、綾歌町富熊・・・面積26.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、35年以上前に農業用排水路として整備されており、現在まで水路として利用されているものです。

2番、綾歌町富熊・・・面積25.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、35年以上前に農地への進入路として整備されており、現在まで農道として利用されているも

のです。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですから、議案第55号「非農地証明願について」2件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。

次に、議案第56号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 25ページをお開きください。

議案第56号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は4件です。

1番、七番丁・・・合計面積527.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年3月3日、申請地に宅地分譲3区画の造成整備をする計画で、農地法5条の転用許可を受けていましたが、顧客の区画購入計画に変更が生じたため、区画数を当初計画の3区画から2区画へ転用計画を変更して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

2番、川西町南・・・面積2,755.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年8月15日、申請地に分譲住宅13棟を建築整備する計画で、農地法5条の転用許可を受けておりましたが、諸般の事情で工事が遅れたため、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成29年8月15日から令和2年8月14日までを、令和4年8月14日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

3番、郡家町・・・合計面積7,494.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年9月15日、申請地に分譲住宅29棟の建築整備を図る計画で農地法5条の転用許可を受けておりましたが、諸般の事情で工事が遅れたため、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平成29年9月15日から令和2年9月14日までを、令和4年9月14日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。

27ページをお開きください。

4番、綾歌町富熊・・・面積1,226㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成29年2月7日、申請地に分譲住宅5棟を建築整備する計画で、農地法5条の転用許可を受けておりましたが、諸般の事情で工事が遅れたため、工期の延長申請を行うもので、工期を当初計画の平

成26年2月7日から令和2年2月6日までを、令和4年2月6日まで、2年延長して、工事の完了を図りたいと申請がありました。以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第51号「許可後の事業計画変更申請について」4件は、原案どおり処理していくことといたします。

次に、議案第57号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） 28ページをお開きください。

議案第57号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、城東町二丁目・・・面積292.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年4月17日、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により、このたび・・・株式会社が権利を承継し、宅地分譲1区画の造成整備を図る5条申請を行うため、変更申請が提出されました。なお、本申請は、5条申請の議案第52号第7番で報告しています。以上、ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようでありますので、議案第57号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」1件は、原案どおり処理していくことといたします。

それでは報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第19号「許可申請の取下げ願について」を一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） 29ページをお開きください。

報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は4件です。

1番、三条町・・・合計面積937.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、昭和63年2月5日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、土器町東四丁目、五丁目・・・合計面積1,063.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年5月19日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

3番、飯山町上法軍寺・・・合計面積9,561.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年4月23日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、飯山町下法軍寺・・・合計面積4,528㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年1月7日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

続いて、32ページをお開きください。報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は5件です。

1番、綾歌町岡田西・・・面積756㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたものですが、農地機構取り扱いにするために離作補償なく合意解約するものです。

2番、綾歌町栗熊東・・・合計面積2,137.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、大型機械の進入が難しいため、離作補償なく合意解約するものです。

3番、綾歌町栗熊東・・・合計面積4,829.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、大型機械の進入が難しいため、離作補償なく合意解約するものです。

4番、綾歌町富熊・・・面積1,844.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

34ページをお開きください。

5番、飯山町東小川・・・面積1,017.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、賃借人死亡のため、離作補償なく合意解約するものです。

続いて35ページをお開きください。

報告第19「許可申請の取下願について」です。報告は1件です。

1番、飯山町東小川・・・合計面積778.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月の第49号議案で、工場1棟の建築整備を図るため、農地法第5条第1項の規定による所有権移転売買の許可申請を行ったものですが、登記名義人の一人が申請前に死亡したため、いったん取下するものです。なお、今月の議案第52号第9番で再度、申請がされております。

以上、報告第17号から第19号を報告いたしました。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようなので、報告第17号から第19号の報告事項を終わります。以上で9月定例総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了しました。先月から委員に発言をお願いしていましたが、今月は時間が無いので省略します。事務局から連絡事項をお知らせします。

●事務局長（小西裕幸君） 来月の定例総会について、お知らせします。10月20日（火）午前9時30分から、本館2階第3会議室、この会場で開催します。総会終了後、3階特別会議室で市長へ意見書を提出します。農業委員には出席の上、意見を述べていただきたいと思います。次に、現地調査について、お知らせします。締切が10月5日（月）になりますので、現地調査は10月7日（水）になります。担当する委員には6日（火）に連絡します。お疲れ様でした。

（午前11時45分終了）